

(様式 1)

平成 年 月 日

大阪アディクションセンター事務局 様
 (大阪府こころの健康総合センター)

機関・団体名
 所在地
 代表者名

印

大阪アディクションセンター加盟申出書

大阪アディクションセンターの趣旨・目的に賛同し、下記のとおり加盟を申し出ます。
 加盟後は、規約等を遵守し、誠実に運営に寄与します。

記

OAC担当者 役職・職種・氏名	
電話番号	
E-mail アドレス (OACメーリング リストに登録されます)	
加盟機関・団体の活動 (記載いただ いた内容は、「大阪アディクションセンター 加盟機関・団体活動状況冊子」に掲載さ れ、加盟機関・団体及び依存症の支援に 携わる方に公開されます)	別紙のとおり

加盟機関・団体の活動状況

平成 年 月 日現在

項目		記載内容
1 基本事項	機関・団体名称	
	機関・団体の種類	①医療機関（診療科目 ） ②司法機関（国） ③行政機関（地方公共団体） ④回復施設 ⑤民間支援団体 ⑥自助グループ ⑦その他（ ）
	所在地	郵便番号（〒 - ） 大阪府
	連絡先（代表番号）	（ ）
	ホームページ（大阪府のホームページからリンクを張ってもいいURLを記載）	http://
	対象者 （依存症に限らず、どのような方を機関・団体として対象としているのかを記載）	
機関・団体の概要（どのような機関・団体かを記載）		
2 依存症に関する事項	対応している依存症の種類	①アルコール ②薬物 ③ギャンブル ④処方薬 ⑤ネット、スマホ ⑥その他（ ）
	依存症に関する取組の特徴、アピールポイント	
	診療・相談支援・活動の詳細 （依存症の本人・家族等に提供したり、活動している内容等について記載。利用料や予約が必要なものがあれば、その旨記載）	
3 連携・つなぎに関する項目	○機関・団体の活動内容に関する問い合わせ先	○機関・団体の活動内容に関する問い合わせ先（担当者名も）
	○ケースをつなぐ際の連絡先（部署、事務所や担当者名も記載）	○ケースをつなぐ際の連絡先（担当者名も）
	ケースをつなぐ際の留意点 （事前におさえておいてほしいポイント、守ってほしいこと等を記載）	

(様式2)

平成 年 月 日

大阪アクションセンター事務局 様
(大阪府こころの健康総合センター)

機関・団体名

所在地

代表者名

印

大阪アクションセンター脱退届

下記の理由により、大阪アクションセンターを脱退することを届け出ます。

記

理由

大阪アディクションセンター規約

(名称)

第1条 大阪府内の依存症の本人及び家族等を支援するためのネットワークを「大阪アディクションセンター」（以下「OAC」という。）とする。

(目的)

第2条 OACは、加盟する者同士が情報共有・連携しながら相互に対応力の向上を図り、ネットワークとして依存症の本人及び家族等の相談・治療・回復を途切れなく支援することを目的とする。

(構成)

第3条 OACは、前条に掲げる目的に賛同して活動する、次に掲げる者によって構成する。

- (1) 機関 依存症の本人及び家族等に対し直接支援する法人及び事業者
- (2) 団体 依存症の本人及び家族等への支援を行う法人及び機関の連合体で、機関を代表する団体
- (3) 自助グループ 同じ問題を抱えた人たちが、自発的につながり、結びついた集団

(役割)

第4条 OACに加盟する機関の役割は次のとおりとする。

- (1) 依存症に関する相談を受け、必要な情報の提供や助言を行う等の支援に努めるとともに、必要に応じて適切に支援する者に繋げる。
- (2) 依存症以外の相談を受けた場合であっても、依存症の問題に気付き支援に繋げる。
- (3) 相互に依存症の本人及び家族等の支援に関する研修の機会を通して、対応力の向上に努める。

2 OACに加盟する団体の役割は次のとおりとする。

- (1) 加盟する機関を増やし、OACの拡充をめざす。
- (2) 団体の構成員や関係者に対して、団体が発行する雑誌や会議等を通じて、OACに関する情報の周知や広報に努める。

3 OACに加盟する自助グループの役割は次のとおりとする。

- (1) 依存症に関する活動を通して、必要な情報の提供や助言を行う等に努める。

(守秘義務)

第5条 OACに加盟する者は、会議及び活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(加盟)

第6条 OACの目的に賛同し、加盟を希望する者は、加盟申出書（様式1）をOACの事務局に提出しなければならない。なお、事務局は加盟の申し出にあたり、依存症の本人及び家族等への支援に関する活動実績など、必要に応じて別途書類の提出を求められることができる。

2 OAC に加盟するためには、加盟している団体（地方公共団体を除く。）、機関（団体に属している機関は除く。）及び自助グループ（同じ団体に参加し活動している者の賛同は1グループとする）の2/3以上の賛同を得なければならない。

3 前項の規定は、地方公共団体及び本規約の施行前から OAC に加盟する者には適用しない。

（脱退及び除名）

第7条 OAC から脱退しようとする者は、OAC の事務局に脱退届（様式2）を提出しなければならない。

2 OAC に加盟している者に次の行為があった場合には、OAC に加盟する団体及び機関の発議により、加盟している団体（地方公共団体を除く。）及び機関（団体に属している機関は除く。）、自助グループ（同じ団体に参加し活動している者の賛同は1グループとする）の2/3以上の賛成をもって、その者の意思にかかわらず OAC から除名とする。

（1）相談者にとって著しい不利益にあたる行為を行ったと判断される場合

（2）OAC のネットワーク形成を阻害するような行為を行った場合

（3）その他、OAC に加盟する者としてふさわしくない行為

（事務局）

第8条 OAC の事務局は、大阪府こころの健康総合センター内に置く。

附 則

この規約は、平成 29 年 3 月 23 日に成立し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 30 年 7 月 25 日から施行する。